

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	健康福祉部 健康福祉政策課	
不利益処分名	生涯福祉センターの利用の承諾の取消し等	
根 拠 法 令	徳島市生涯福祉センター条例	
根 拠 条 項	徳島市生涯福祉センター条例 第16条	
連 絡 先	有限責任事業組合 リフレ (電話 657-0190)	
処 分 基 準	<p>(利用の承諾の取消し等) 第16条 指定管理者は、施設利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取 又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 第8条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。</p> <p>(利用の承諾の制限) <u>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾をしない。</u> (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 生涯福祉センターの施設又は付属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる <u>(4) 第2条に規定する事業の実施に支障があると認められるとき。</u></p> <p>第2条 生涯福祉センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 健康判定及び健康増進に関すること。 (2) 各種講座、講演会等の開催に関すること。 (3) 福祉相談、福祉機器の展示及び高齢者対応住宅の展示に関すること。 (4) 保健、生涯学習及び福祉に関する各種情報の収集及び提供に関すること。 (5) その他前条の設置目的を達成するために必要な事業</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)